

乾式排ガス処理装置の購入

仕 様 書

令和8年5月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
敦賀事業本部 環境監視課

1. 件名

乾式排ガス処理装置の購入

2. 目的及び概要

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という。）の高速増殖原型炉もんじゅ内環境管理棟に設置されている乾式排ガス処理装置を購入するためのものである。

乾式排ガス処理装置は設置から約35年が経過し、老朽化が著しい。設備の廃番により部品交換による修理が出来ないため、当該設備の健全性の維持及び信頼性の確保を目的に後継機を購入する。

3. 作業実施場所

高速増殖原型炉もんじゅ内環境管理棟

4. 納期

令和9年2月26日

5. 作業内容

5. 1 対象設備・装置等

(1) 乾式排ガス処理装置 1式（相当品可）（設置位置及び既設品の写真は別紙参照）

品名：乾式排ガス処理装置

メーカー：ヤマト科学株式会社

品名：乾式排ガス処理装置

型式：CYU-20

仕様：

処理風量	20 m ³ /min
カートリッジ	メーカー ヤマト科学株式会社 型式 YY-20 数量 1×3段 種類 一般炭
電源容量	2 kVA
送風機	メーカー 協和化工株式会社 型式 100KS5-0 (ガラス繊維強化ポリプロピレン樹脂 (FRPP)、モーター直結型) 排気ファン仕様 20 m ³ /min × 1000 hPa 電動機 1.5 kW × 200 V × 3 Φ × 4 P × 60 Hz

5. 2 作業範囲及び項目

(1) 乾式排ガス処理装置の交換

(2) 動作確認

5. 3 作業内容及び方法等

(1) 乾式排ガス処理装置

① アイソレーションの確認

原子力機構にて当該乾式排ガス処理装置の上流側の遮断機を切の状態とする。受注者にて上流側の遮断機が切の状態となっていることを確認するとともに、検電器により電流が流れていないことを確認する。

② 乾式排ガス処理装置の交換

乾式排ガス処理装置を交換する。交換に際しては、既設の分電盤及び配管と接続し、使用可能な状態となるように据え付け調整を行うこと。

既設の乾式排ガス処理装置の構造

寸法	3000(W)×1500(D)×950(H)(mm)
本体材質	硬質塩化ビニール製 5(t)
フィルター	・活性炭フィルター 610×610×223(mm) ・プレフィルター ベストンフィルターVN-28 510×510×230(mm)
① 排風機 (ケミカルホブファン)	1台 風量 20(m ³ /min)
② 電動機	AC200(V)、3φ 1.5(kW)

(2) 動作確認

① 外観確認

乾式排ガス処理装置の取付状態に異常がないことを確認する。

② 動作確認

1) 起動試験

電源スイッチにより運転及び停止が行えることを確認する。

2) 動作確認

1時間運転を行い、動作に異常がないことを確認する。

6. 支給物品及び貸与品

6. 1 支給品

(1) 電気

1) 数量

作業で使用する量

2) 引渡場所

高速増殖原型炉もんじゅ内環境管理棟

3) 引渡時期

作業時

4) 引渡方法

無償でコンセントにより引渡し

6. 2 貸与品

なし

7. 提出書類

書類名	部数	提出時期	備考
作業要領書	1部	作業開始2週間前	
リスクアセスメント	1部	作業開始2週間前	

作業報告書	1部	納期まで	
その他原子力機構が必要と認めた書類	必要部数	随時	

(提出場所)

原子力機構

敦賀事業本部 環境監視課

8. 納入条件

据付調整後渡し

9. 検収条件

「5. 作業内容」に示す対象機器の作業等が完了し、「7. 提出書類」の確認並びに、原子力機構が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。

10. 特記事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、受注者による原因分析や対策検討の結果について機構の確認を受けること。
- (4) 本作業に使用する資材は、本仕様書で示されている条件に適合するものを受注者の負担で準備し、作業の実施に支障のないよう配慮すること。
- (5) 改造、修理等の必要が生じた場合は、予め原子力機構職員の確認を受けること。
- (6) 本仕様書において疑義が生じた場合は、原子力機構と受注者で協議の上これを定める。
なお、本仕様書は作業の大要を示すものであり、これに未記載の事項でも作業遂行上必要なものは、受注者の負担で行わなければならない。
- (7) 作業の実施に当たっては、受注者は本仕様書に基づき誠実に作業を実施しなければならない。受注者は、作業中の設備保全及び支給品・貸与品に対する保管の責任を負わなければならない。
- (8) 既設の乾式排ガス処理装置は、高速増殖原型炉もんじゅ内の指定場所まで運搬すること。
- (9) 現場作業責任者（敦賀事業本部、もんじゅ及びふげん）
 - ① 受注者は、敦賀事業本部、もんじゅ及びふげんの現場作業責任者を、職長等安全衛生教育修了者又は同等以上の者であって、「現場作業責任者認定教育（協力会社）」を受講し、もんじゅ及びふげんの所長が認定した者の中から指名すること。
 - ② 敦賀事業本部、もんじゅ及びふげんの現場作業責任者は、作業の安全かつ円滑な進捗を図るため、作業の実施に関する事項について、責任を持って処理すること。
 - ③ 敦賀事業本部、もんじゅ及びふげんの現場作業責任者は、作業現場において現場作業責

任者であることが明確に分かる標章を付けること。

- ④ 敦賀地区共通で利用可能な現場作業責任者となっている場合は、敦賀事業本部、もんじゅ及びふげんの現場作業責任者の資格を得ているものとする。
- (10) その他不明な点は、原子力機構と打ち合わせることを。

1 1. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1 2. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

1 3. 検査員及び監督員

検査員 一般検査 管財担当課長

監督員 環境監視課 環境監視チームリーダー

以上



更新対象の乾式排ガス処理装置の写真